桐監発第８・２２号
令和８年10月30日

桐生市長　荒木　恵司　様
桐生市議会議長　人見　武男　様
桐生市教育委員会教育長　小林　一弘　様

桐生市監査委員　〆谷　信良
同　押見新一郎
同　北川　久人

定期監査の結果報告について

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく監査を実施しましたので、同条第９項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

令和８年度

監査報告書（２）

桐生市監査委員

１　監査の基準

本監査は、桐生市監査基準（令和２年４月１日桐生市監査委員告示第１号）に準拠し、監査を実施した。

２　監査の種類

地方自治法第１９９条第４項に規定する定期監査（財務監査）

３　監査の対象

(1) 対象部局

教育部（総務課、学校教育課、教育環境課、生涯学習課、文化財保護課、市史編さん室、図書館）

(2) 対象事務

令和８年４月１日から同年７月末日までの財務に関する事務。（一部過年度分を含む。）

４　監査の期間

令和８年８月１４日から同年１０月２日まで

５　監査の着眼点

次の事項に留意し監査するものとした。

(1)　事務処理で法令等に違反するものはないか。
(2)　収入に係る手続き及び時期は適正か。
(3)　違法、不当または不経済な支出はないか。
(4)　契約に係る手続き及び契約内容は適正か。
(5)　公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。
(6)　前回監査時の指摘事項の改善は見られるか。

６　監査の主な内容

予算の執行状況等あらかじめ提出を求めた監査資料、その他、重点項目として、各課で実施する委託及び賃貸借契約に係る関係書類、各節の関係書類等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

７　監査の結果

事務の処理状況について関係書類を調査した結果、支出処理の遅延、支出科目の誤り、決裁欄の押印漏れ等いくつかの留意事項が見受けられた。その他書類の整備及び事務の処理状況についてはおおむね適正であった。

なお、留意事項については当該部局に文書で通知した。